

令和7年3月定例農業委員会議事録

1. 日 時 令和7年3月18日(火) 8:30~10:20

2. 場 所 本山町役場 議場

3. 出席委員(12名)

1番	河邑 一雄(職務代理者)
2番	澤田 紀夫
3番	右城 雄一
4番	田岡 勇二
5番	澤田 耕一
6番	真鍋 朋三
7番	津田 洋介
9番	澤田 久典
10番	澤田 博
11番	伊藤 彰信
12番	松村 茂雄
14番	川村 隆重(会長)

4. 欠席委員(2名) 8番 松葉 晶夫 13番 川口 洋

5. 出席推進委員(1名) 和田 裕盛

6. 欠席推進委員(1名) 前田 慎也

7. 農業委員会事務局

局 長	田岡 明
書 記	上村 有美

8. 議事日程

議事録署名委員の指名 6番 真鍋 朋三 7番 津田 洋介

会議書記の指名 事務局書記 上村 有美

第1 農地法第3条の規定による許可申請について

第2 非農地証明願について

第3 基盤法第19条(農用地利用集積計画の公告)について

第4 本山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について

第5 利用権の修了(農用地利用集積計画)について

第6 その他の件

・連絡事項等

・その他

会長： ただいまより、令和7年3月定例農業委員会を開会します。

松葉晶夫委員と川口洋委員が欠席となっております。

それでは、議事録署名委員は、6番、真鍋朋三委員と7番、津田洋介委員にお願いいたします。

書記につきましては、事務局の上村となります。それでは、議事に入ります。
議題1番、「農地法第3条の規定による許可申請について」審議番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題1番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議番号1の説明をさせていただきます。

審議番号1番、P1をご覧ください。（資料に基づき説明。）（P2～4参考資料）
下津野の農地で場所の地図はP2と3になります。

譲受人は、下津野で花卉を作付けしており、農作業歴55年、年間従事日数は250日であることから問題ないと考えます。

現地の確認は、令和7年3月10日に川村会長と真鍋朋三委員とで確認しております。
尚、確認されました委員さんより補足説明をお願いいたします。

委員： 補足説明

会長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見なし）

会長： 無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手

会長： 全員賛成ですので、議題1番、審議番号1番については承認されました。
つづきまして、審議番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、審議番号2の説明をさせていただきます。

P1をご覧ください。（資料に基づき説明。）（P2～4参考資料）

本案件も下津野の農地です。譲受人は、下津野に農地を持っており、水稻、野菜などの作付けを行っています。農作業歴55年、年間従事日数は280日であることから問題ないと考えます。

現地の確認は、令和7年3月10日に川村会長と真鍋朋三委員とで確認しております。
尚、確認されました委員さんより補足説明をお願いいたします。

委員： 補足説明

会長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見なし）

会長： 無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手

会長： 全員賛成ですので、議題1番、審議番号2番については承認されました。
つづきまして、審議番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、審議番号３の説明をさせていただきます。

Ｐ１をご覧ください。（資料に基づき説明。）（Ｐ５、６ 参考資料）

農地場所は清掃センター途中で、地図がＰ５となります。

本案件は昨年６月定例会で議題としてあげていましたが、中山間直接支払い交付金にはいつている農地であり、本山町農業公社が管理していたことから保留になっていた案件です。３月末で公社との利用権設定の期間がきれることから今回、議題として提案いたしました。譲受人は、住所が●●となっていますが、今回の対象農地のすぐそばには譲受人の家があり、今後移住し、管理する予定です。作付け予定作物は自家用野菜でハウスを建てる予定です。農作業歴３０年、年間従事日数は世帯で３００日であることから問題ないと考えます。

現地の確認を令和７年３月１０日に川村会長と真鍋朋三委員とで確認しております。尚、確認されました委員さんより補足説明をお願いいたします。

委 員： 補足説明

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見なし）

会 長： 無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題１番、審議番号３番については承認されました。
つづきまして、議題２、「非農地証明願いについて」事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、「非農地証明願いについて」提案いたします。

Ｐ７をご覧ください。（資料に基づき説明。）（Ｐ８、９ 参考資料）

場所の地図はＰ８です。令和元年７月豪雨で土砂崩れがあい、擁壁工事がされている所です。本案件は、農業振興地域整備計画の農用地区域であったことから１２月定例会に除外の申請をするということで提案していました。その後、県と協議を進める中で、県の防災工事が行われていることから除外ではなく、農業振興地域整備計画の全体見直しでの手続きとなったことで、除外手続きは行わず、非農地として取り扱うよう非農地証明願いが提出されております。非農地証明事務処理要領のイ、自然災害による災害地等で、農地への復旧ができないと認められる土地として非農地の要件にあてはまるものと考えます。現地確認は昨年、１０月２８日に川村会長と松葉晶夫委員に確認していただいており、現状も変わらないということで報告致します。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見なし）

会 長： 無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題２番については承認されました。

つづきまして、議題3「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について」
審議番号1から22番について、事務局より一括で説明をお願いします。

事務局： それでは、議題3号、審議番号1番から22番について一括で提案いたします。
審議番号1番、P10をご覧ください。（資料に基づき説明）（別紙P1参考資料）
本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号2番、P10をご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙P2参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号3番、P11をご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙P3参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号4番、P11をご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙P3参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号5番、P11をご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙P4参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号6番、P12をご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙P5参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号7番、P13をご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙P6参考資料）
本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号8番、P13をご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙P7参考資料）
本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号9番、P14をご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙P7参考資料）
本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号10番、P14をご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙P7参考資料）
本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号11番、P15をご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙P7参考資料）
本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号12番、P15をご覧ください。

(資料に基づき説明) (別紙P 6 参考資料)
本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号1 3 番、P 1 6 ご覧ください。
(資料に基づき説明) (別紙P 6 参考資料)
本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号1 4 番、P 1 6 ご覧ください。
(資料に基づき説明) (別紙P 7 参考資料)
本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号1 5 番、P 1 7 ご覧ください。
(資料に基づき説明) (別紙P 7 参考資料)
本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号1 6 番、P 1 7 ご覧ください。
(資料に基づき説明) (別紙P 7 参考資料)
本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号1 7 番、P 1 8 ご覧ください。
(資料に基づき説明) (別紙P 8 参考資料)
本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号1 8 番、P 1 8 ご覧ください。
(資料に基づき説明) (別紙P 9 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号1 9 番、P 1 9 ご覧ください。
(資料に基づき説明) (別紙P 1 0 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号2 0 番、P 1 9 ご覧ください。
(資料に基づき説明) (別紙P 1 1 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号2 1 番、P 2 0 ご覧ください。
(資料に基づき説明) (別紙P 1 2 参考資料)
本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号2 2 番、P 2 1 ご覧ください。
(資料に基づき説明) (別紙P 1 2 参考資料)
本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見なし)

会 長： 無ければ、審議番号1 から2 2 番について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、審議番号1番から22番については承認されました。

続いて、審議番号23番から52番までは ●●の関連案件ですので、●●は退室をお願いします。

(●● 退室)

それでは、事務局より一括説明をお願いします。

事務局： それでは、審議番号23番から52番について一括で提案いたします。

審議番号23番、P21ご覧ください。

(資料に基づき説明) (別紙P13参考資料)

本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号24番、P22ご覧ください。

(資料に基づき説明) (別紙P14参考資料)

本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号25番、P23ご覧ください。

(資料に基づき説明) (別紙P15参考資料)

本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号26番、P23ご覧ください。

(資料に基づき説明) (別紙P15参考資料)

本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号27番、P24ご覧ください。

(資料に基づき説明) (別紙P16参考資料)

本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号28番、P24ご覧ください。

(資料に基づき説明) (別紙P17参考資料)

本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号29番、P25ご覧ください。

(資料に基づき説明) (別紙P18、19参考資料)

本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号30番、P26ご覧ください。

(資料に基づき説明) (別紙P20参考資料)

本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号31番、P26ご覧ください。

(資料に基づき説明) (別紙P21参考資料)

本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号３２番、Ｐ２７ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ２２参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号３３番、Ｐ２７ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ２２、２３参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号３４番、Ｐ２９ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ２２、２３参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号３５番、Ｐ３０ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ２４参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号３６番、Ｐ３１ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ２５参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号３７番、Ｐ３１ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ２６参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号３８番、Ｐ３２ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ２６参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号３９番、Ｐ３２ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ２７参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号４０番、Ｐ３３ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ２２参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号４１番、Ｐ３３ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ２８参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号４２番、Ｐ３４ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ２８参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号４３番、Ｐ３４ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ２９参考資料）
本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号４４番、Ｐ３５ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ２９参考資料）
本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号４５番、Ｐ３５ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ２９参考資料）
本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号４６番、Ｐ３６ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ２９参考資料）
本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号４７番、Ｐ３６ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ２９参考資料）
本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号４８番、Ｐ３７ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ２９参考資料）
本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号４９番、Ｐ３８ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ２９参考資料）
本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号５０番、Ｐ３８ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ３０参考資料）
本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号５１番、Ｐ４０ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ３１、３２参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号５２番、Ｐ４０ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ３３参考資料）
本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見なし）

会 長： 無ければ、審議番号２３から５２番について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、審議番号２３番から５２番については承認されました。
それでは、●●の入室を認めます。

(●● 入室)

続いて、審議番号53番から56番までは、●●委員の関連案件ですので、退室をお願いします。

(●● 退室)

それでは、事務局より一括説明をお願いします。

事務局： それでは、審議番号53番から56番について一括で提案いたします。

審議番号53番、P41ご覧ください。

(資料に基づき説明) (別紙P34、35参考資料)

本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号54番、P41ご覧ください。

(資料に基づき説明) (別紙P36参考資料)

本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号55番、P42ご覧ください。

(資料に基づき説明) (別紙P37参考資料)

本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号56番、P43ご覧ください。

(資料に基づき説明) (別紙P37参考資料)

本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見なし)

会 長： 無ければ、審議番号53から56番について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、審議番号53番から56番については承認されました。

それでは、●●の入室を認めます。

(●● 入室)

(職務代理者と交代)

職務代理者： 続いて、審議番号57番から82番までは●●の関連案件ですので、退室をお願いします。

(●● 退室)

それでは、事務局より一括説明をお願いします。

事務局： それでは、審議番号５７番から８２番について一括で提案いたします。
審議番号５７番、Ｐ４４ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ３８参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号５８番、Ｐ４５ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ３８参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号５９番、Ｐ４６ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ３９参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号６０番、Ｐ４６ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ４０参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号６１番、Ｐ４７ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ４０参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号６２番、Ｐ４７ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ４０参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号６３番、Ｐ４８ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ４１、４２参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号６４番、Ｐ４９ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ４３参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号６５番、Ｐ５０ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ４４参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号６６番、Ｐ５０ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ４５参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号６７番、Ｐ５１ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ４６参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号６８番、Ｐ５２ご覧ください。
（資料に基づき説明）（別紙Ｐ４７参考資料）

本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号69番、P52ご覧ください。
(資料に基づき説明) (別紙P47参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号70番、P53ご覧ください。
(資料に基づき説明) (別紙P46参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号71番、P53ご覧ください。
(資料に基づき説明) (別紙P48参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号72番、P54ご覧ください。
(資料に基づき説明) (別紙P49参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号73番、P54ご覧ください。
(資料に基づき説明) (別紙P49参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号74番、P55ご覧ください。
(資料に基づき説明) (別紙P50参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号75番、P55ご覧ください。
(資料に基づき説明) (別紙P50参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号76番、P56ご覧ください。
(資料に基づき説明) (別紙P50参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号77番、P56ご覧ください。
(資料に基づき説明) (別紙P50参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号78番、P57ご覧ください。
(資料に基づき説明) (別紙P51参考資料)
本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号79番、P57ご覧ください。
(資料に基づき説明) (別紙P52参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号80番、P58ご覧ください。
(資料に基づき説明) (別紙P50参考資料)

本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号81番、P58ご覧ください。

(資料に基づき説明) (別紙P53参考資料)

本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号82番、P59ご覧ください。

(資料に基づき説明) (別紙P54参考資料)

本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

職務代理者： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見なし)

職務代理者： 無ければ、審議番号57から82番について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

職務代理者： 全員賛成ですので、審議番号57番から82番については承認されました。
それでは、●●の入室を認めます。

(●● 入室)

会 長： 続いて、議題4 本山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題4について提案いたします。
P60をご覧ください。(資料に基づき説明)

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

委 員： 経営開始型の交付金は何年交付することができるか。

事務局： 現状の経営開始型の交付金は、就農開始から最大3年です。

委 員： 今後の農地の貸借は、実際、町がするということですか。

事務局： 前回、農地の貸借が変わるということで、説明を次回の会の時にしてくださいということだったので、説明します。資料を2枚配布しています。7年度からは法が変わり、この利用権での相対の契約はできなくなります。今後は、中間管理機構（高知県でいうと高知県農業公社）を挟むか、農地法3条の農地の貸借です。農地を貸したい、借りたいという人がいた際には、今までは農業公社に相談に行っていましたが、今後は農業委員会の事務局の方で話を聞くということになります。いくつか確認項目があり、例えば相続登記が完了しているかどうか、抵当権があるかどうか、農地の貸借期間が3年以上でないと中間管理機構は受けない

ので、3年以内になれば中間管理機構は利用できなくなるなど、そういったことをヒアリングし、中間管理機構に貸借するか3条にするかを事務局が聞くということになります。

委 員： 3条でする場合はどうなりますか。

事務局： 今まで3条の所有権移転の貸借は御自身でもらっていたので、ご自身が申請することになります。御自身でできない場合は司法書士などに頼むということになってきます。

委 員： 売買にかんしても中間管理機構で手続きができることを聞いたが。

会 長： 売買に関しては、その個人が認定農業者などに売する場合、中間管理機構でいくらかの手数料はかかるが、登記までしてくれ、手続きできるようになっている。

委 員： 実際は町が具体的にどういう風なことをするのか。農業公社がこれまでやっていたマッチングをするということですか。

事務局： その辺りがまだはっきり確定はしていないが、本山町は今まで農業公社がマッチングを行い、うまくいっていました。今後、貸したい人と借りたい人をマッチングするところは、なかなか町だけでは、現場の状況や農家さんとの情報交換が不十分なところがあり、そういう情報を持っている公社に、一定、町の方から委託し、公社と連携しながらやっていかないと、町がやるとなったらなかなかうまくいかないという風に考えております。公社とも話し合いをしながら、農家との調整などスムーズにいくところは残していきたいという風には考えております。

事務的な部分については、未相続登記の調査など、これは役場の方が担うということになり、一定そういう役割分担はしていかなければならないという風には考えております。

委 員： こういった情報はなかなかわからない面もあるので、周知してほしい。

事務局： こういう制度改正などは今回のような資料提供もしながら説明もさせていただいて、情報共有できるようには今後も努めていきたいと思えます。

また、こういうところを知りたいとかいうようなことがありましたら、このような会議の場で言っていただき、説明させていただきたいと思えますので、またよろしくお願いします。

会 長： 他にありませんか。

(意見なし)

会 長： 無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題4番については承認されました。
続いて、議題5の利用権の終了について事務局より報告をお願いします。

事務局： それでは報告いたします。
P65をご覧ください。(資料に基づき報告)

会 長： 議題5について事務局より報告がありました。

続いて、議題6番「その他の件」にうつります。
各委員より報告があればお願いします。

(報告事項の確認)

会 長： 事務局より何かございませんか。

事務局： 事務連絡

会 長： 次回定例会について事務局より提案をお願いします。

事務局： 次回定例会は、4月11日(金) 本山町役場議場で提案したいと思います。
日にちと開始時間の協議をお願いします。

会 長： 4月11日でどうでしょうか。
11日でよければ、開始時間はどのようにしましょうか。
それでは4月11日午後4時からでお願いします。
3月定例農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。